

「やもめと裁判官のたとえ」（ルカによる福音書一八章一〜八節）

1 気を落とさずに

先週は、「神の国」について、ルカによる福音書一七章を踏まえ、いくつかのことを申し上げました。

それは例えば、神の国というのは、一つの領域（場所）というより、むしろ神の支配、神の王権のことであるとか、あるいは、当時のユダヤ教はそれをすべて将来のことと考えていたのに対し、イエスは現在のこととして、いまここに来ているものと理解したというようなことでした。

もちろんイエスは、神の国の未来性、その完成は未来にあること、完成は終わりの日であることを否定したではありません。

しかし、未来ではなく、現在を強調したことはその通りです。イエスの宣教の第一声を思い起こしていただいてもいいと思います。「時は満ち、神の国は近づいた。悔い改めて福音を信じなさい」（マルコ一・一五）。神の国は近づいた。近づいたということの意味は、ここに来ているということですよ。イエスご自身によって、この方において来ているということですよ。

もちろん神の国、そのご支配は恵みです。どうして恵み以外のものであることがあるでしょうか。しかしそれはまた要求でもあります。人はそのように迫り来る神の国を逃れることはできない。むしろ自らの生活を改め、神の義を求め、神と隣人を愛せよという神の戒めに全生活をもって応えていくように、これがイエスのメッセージだったのです。

先週の箇所でも私は、神の国はいつ来るのかというファリサイ派の人たちの問いに対して、イエスが「神の国はあなたがたの間にある」（一七・二一）と答えたことを読みました。この言葉も、神の国の現存性、いまここに来ているということをおいたものです。

この神の国の恵みに、イエスの弟子たち（使徒たち）も、あずかることが許されたのです。現に許されています。しかしそれだけではありません。彼らは、イエスと共に、またイエスがこの地上を離れてからも、神の国の完成のときまで、それを待望しつつ、神の国の前進のために祈り、働き、神の恵みのご支配を宣べ伝えていかなければならないのです。

いまエルサレムへ向かうイエスの思いの中には、実際、弟子たちが、そうした神の国の宣教を、間近に迫る十字架の苦難（一七・二五）と死を乗りこえて、担っていつて欲しいというところからの願いがありました。その願いが、イエスの弟子たちへの教えとなったのです。

さて今日の箇所も、前の箇所につづき（一七・二二）、弟子たちに（一八・一）語られたものです。

聞き手が変わらないことから明らかなように、今日の箇所は、一七章二〇〜三七節以下を引き継いだものです。今日の箇所までを、ひとまとまりとしてとらえること

ができる箇所です。

「人の子が来るとき」という言葉が、前章にも(二四節、他)、今日の箇所にもあります(八節)。人の子が来るときまで、神の国の完成まで、弟子たちはどのように歩めばいいのでしょうか。それが問われています。この世における私どもの生き方が問われているのです。

イエスは、気を落とさずに絶えず祈らなければならないことを教えるために、弟子たちにたとえを話された(一節)。

「たとえを話された」とあります。「たとえ」そのものは、この後、二節から五節まで語られます。

「気を落とさずに絶えず祈らなければならないことを教えるために」——イエスはここで、「たとえ」を語る前に、これによって何を語ろうとしているのか、その意味、意図を明らかにしています。これはめずらしいことです。私どもにはとてもありがたいことです。

「絶えず祈らなければならない」というのは、その通り分かるとして、「気を落とさず」という言葉が付け加えられたのは、なぜでしょうか。それは弟子たちが、すなわち、私どもキリスト者が、神の国の、まだその完成以前に生きるほかないということから来ているのです。それゆえ私どももお罪と死の力におびやかされています。不安の中に生きざるをえません。神共にいまでも孤独が私どもを襲います。人と人との関わりにおいても軋轢や無理解が生じます。(すでに)神の国の恵みにあずかりながら、私ども(いまだ)この世に、究極以前に生きざるをえないからです。しかし私ども(すでに)恵みにあずかっていることは、事実です。それを思い起こし「気を落とさずに」祈るべきなのです。

2 裁判官とやもめのたとえ

「たとえ」そのものに目をとめてみましょう。はじめに二人の人物が紹介されます。

ある町に、神を畏れず人を人とも思わない裁判官がいた。ところが、その町に一人のやもめがいて、裁判官のところに来ては、「相手を裁いて、わたしを守ってください」と言っていた。裁判官は、しばらくの間は取り合おうとしなかった(二〜四節前半)。

「たとえ」とは一般に実際に起こったことに材料をえています。いまの私どもにはつきり分からなくても、ここに取り上げられている出来事が、当時あったのだと思います。

まず裁判官について、「神を畏れず人を人とも思わない裁判官がいた」と、説明されています。彼自身も自分の性格をそのように分析しています。もちろん裁判官ですから、基本的には中立・公平であるべきで、モットーとしては、それはそれで悪くな

いことかも知れません。

やもめについてはどうでしょうか。夫を亡くした女性、「相手を裁いて、わたしを守ってください」と言っています。彼女のほうが訴えているわけですが、その内容は分かりません。

ただ彼女が同情されるべき境遇にあったことは明らかです。一つは、彼女が、直接裁判官のところに行っていることです。だれも仲介に立ってくれる人がいなかったことを示しています。またそれを依頼するだけの財産も、おそらくなかったのだろうと思います（八・四三参照）。

もう一つ、はっきりしませんが、裁判官は、古代社会では、まさに男だけの世界であったのではないのでしょうか。ともかくこの裁判官は「しばらくの間は取り合おうとしなかった」のです。

しかし、その後、気が変わります。なぜ変わったか、こう書いてあります。

しかし、その後に考えた。「自分は神など畏れないし、人を人とも思わない。しかし、あのやもめは、うるさくてかなわないから、彼女のために裁判をしてやろう。さもないと、ひっきりなしにやって来て、わたしをさんざんな目に遭わすにちがいない」。それから、主は言われた。「この不正な裁判官の言い草を聞きなさい」（四節後半～六節）。

いまお読みした最後の言葉（六節）は、「主」、すなわち、イエス・キリストご自身の言葉です。

イエスは裁判官を「不正な裁判官」と呼んでいます。なぜ不正かという点、いうまでもなく、裁判をしてやろうと決めたのは、彼女の訴えに正当性を認めたからではなく、しよっちゅうやって来て、うるさいから、という理由だったからです。「神など畏れないし、人を人とも思わない」というのは、中立、公平ということではないのかも知れませんが、結局、自分の都合で、自分を守るために、裁判を行うというにすぎないのです。

この「さんざんな目に遭わす」というのは、もとは殴るという意味で、まるでボクシングの試合で、万能の、恐れを知らない、筋肉隆々の男が、まったく弱い立場の小さな相手にコーナーに追い詰められ、殴られ、ボコボコにされたようなものだといっている人がいます（J・グリーン）。ともかく、結果として、裁判官は、裁判を開いてやろうというのです。

3 守ってくださいる神

これは、「たとえ」ですから、だれかが、何かを「たとえて」いる、象徴しているわけです。

まして神は、昼も夜も叫び求めている選ばれた人たちのために審きを行わずに彼らをいつまでもほうっておかれることがあるのか。言うておくが、神は速やかに

裁いてくださる。しかし、人の子が来るとき、果たして地上に信仰を見いだすだろうか（七〜八節）。

「たとえ」の裁判官は神を表しています。この裁判官は、ともかく、結果的に、裁判を開いています。

しかし神は違います。「まして神は」です。消極的な理由で、結果的に開くものではありません。「昼も夜も叫び求めている選ばれた人たち」を決してほうっておかないからなのです。

この裁判官は、「自分は神など畏れないし、人を人とも思わない」といつていました。公平といえば公平です。モットーとしては評価します。しかし聖書の神の公平はそれとは違うのです。

先にこの女性が、身寄りもなく、お金もなく、直接裁判官のところに出かけたのだらうと申し上げました。まさにそうだったのだと思います。旧約聖書いらい、夫をなくした女、孤児、そして寄留の外国人、今日「難民」という言葉で呼ばれている人たちは、神以外に頼る人がいない、支える人がいないという意味で、これを社会が支えなければならぬとされてきました。旧約の神は、あなたたちが、エジプトで奴隷であったことを思い出せということです。そして、今日、困難の中にある、そうした人たちに、イスラエルは、特別の思いを寄せ、正義を行い、助けなければならぬとされてきたのであります（申命記二四・二一他）。

主なる神は、この人たちに偏って助ける方です。裁判官の公平は、ときに不公平であり、不正義です。神のみを信頼し、神のみに希望をおく人々をどうして神が退けることがあるでしょうか。

この関連で、今日の箇所で、一つの言葉が、注目を引きます。わたしを「守ってください」（三節）という言葉です。じつは、この言葉が、今日の箇所でも四回も使われています。三節以外は、裁判をする、という意味です（五、七、八節）。仕返しをするという意味で多く使われますが、裁判をしてある人の権利を守るという意味でも使われます。

神は、この寄る辺ない女の権利を守ってくださいなのです。うるさいから、受け入れてあげるではありません。神の王としての権威は、人の権利が、弱い人の権利が守られるところに発揮されるのです。これが神の国です。この神の国が、いまここにイエスと共に来ています。神は、「昼も夜も叫び求めている選ばれた人たち」を決してほうっておかれることはありません。

この「たとえ」をイエスは、気を落とさずに絶えず祈るべきことを教えるために語った、とありました。そして「気を落とさずに」というのは、申し上げたように、この世にあつて、私ども、さまざまの試練や困難に直面せざるをえないからです。それでも、「落胆せず」（聖書協会共同訳）、「失望せず」（口語訳）、祈りつづけなければならぬとイエスは命じています。神への信頼です。根本的な信頼です。こうした信頼に私ども立つものでありたい。そして「信仰」を、人の子が来られるとき、見いだされる者たちでありたいのです。

（二〇二二年六月一九日）